

# 令和3年度 後期高齢者医療制度による 健康診査のご案内

後期高齢者医療保険被保険者の皆さまに、「健康診査（健診）」のご案内をします。  
健診を受けていただくことで既往以外の病気の早期発見介護予防の効果が期待できますが、この健診は希望者に受けていただくもので、受診を強制するものではありません。

1. 受診方法 「健診実施医療機関」に記載の医療機関に予約をお願いします。  
医療機関の案内に従って受診してください。
2. 実施期間 令和3年5月1日から令和3年12月10日
3. 健診費用 **自己負担額500円** ※保険者の助成が1万円程度あります。  
令和2年度（平成31年1月から令和元年12月分の所得）市民税非課税世帯（世帯員全員所得申告済）の人は無料になります。受診する医療機関へ事前（申し込み時等）に申し出てください。  
令和2年1月2日以降の転入者は、世帯員全員の前住所地発行の非課税証明書が必要です。
4. 持ち物 **①後期高齢者医療保険 被保険者証（保険証）**  
**②健康診査受診券・後期高齢者の質問票（この案内に同封）**
5. 検査内容 問診（後期高齢者の質問票を記入してください）、身長、体重、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、医師による診察

**検査当日に医療機関にお持ちください。忘れると受診できません。**

## 【受診できない人】

この通知が届いていても、以下の人は受診できませんのでご注意ください。

### ●人間ドック・脳ドック受診の人

令和3年度の富士市が助成する人間ドック・脳ドックを受ける人やすでに受けた人は、助成が重複するため受診できません。

### ●養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設、特定施設などに入所または入居している人

施設の実施する健診を受けられるため受診できません。受診券を送らないようにしますのでご一報ください。

### ●6ヶ月以上継続して入院している人

## 受診前の注意事項

- ・ **食事** : 午前中に受診・・・朝食抜き 午後に受診・・・昼食抜き
- ・ 水は飲んでかまいません。尿検査があります。
- ・ 薬の服用については主治医にご相談ください。
- ・ 治療中の病気がある方は、主治医にご相談のうえ受診してください。
- ・ 健診前日のアルコール摂取や激しい運動は控えてください。
- ・ 市外へ転出された後には同封の受診券は使えません。
- ・ 富士市の実施する「人間ドック」「脳ドック」とこの通知でお知らせする「健康診査」は同一年度にいずれか一つしか受診できません。
- ・ 健診当日は、検査の受けやすいように着脱しやすい服装でお越しください。
- ・ 身体に不自由があり一人で受診が困難な場合、介助の付添いをお願いします。
- ・ 医療機関によっては、定員に達すると受診できないことがあります。

## 【今年75歳になる人へ】

お送りした健康診査受診券が使えるのは、  
**75歳の誕生日から**です。  
それ以前に受診しないようにご注意ください。

## 【感染予防のために】

**自宅で検温、** 体調の確認！

受診の時は、**マスク着用・手指消毒！**

☆健診の通知が不要の人は来年度から通知を止めますので、下記までご連絡ください。

☆その他、健診に関するお問い合わせも下記までご連絡ください。

富士市 国保年金課 高齢者医療担当 ☎0545-55-2754